

# 1. 介護用品の支給について



加賀市健康福祉部長寿課

令和2年12月24日



# 1. 在宅介護用品給付事業の概要

## 事業の目的

高齢者を介護している家族等の身体的、精神的負担の軽減を図ること。

## 対象者

介護保険の要介護認定で要介護1以上の認定を受けている方を在宅で介護している家族等。

ただし、要介護1～3の方は、尿失禁の可能性が高く障害高齢者自立度、認知症高齢者自立度が  
高い方に限る。

## 支給方法

入札により決定した市指定の事業者が、市が指定する介護用品を月1回要介護者宅まで配送する。

## 支給金額

給付限度額を月額6,000円とし、限度額を超える分については利用者が負担する。

## 財源 地域支援事業（任意事業）

国38.5%、都道府県19.25%、市町村19.25%、第1号被保険者の保険料23%

## 利用状況（令和2年8月分）

利用者数 345人      平均利用金額 5,705円      合計支給金額 1,968,260円

# 2. 国の動向①

## 「任意事業における介護用品の支給に係る事業の取り扱いについて」

（令和2年11月9日付け厚生労働省認知症施策・地域介護推進課事務連絡）の概要

※本文は5～6ページを参照

### これまでの経過

**第6期（平成27～29年度）**からは、原則として地域支援事業（任意事業）の対象外とした上で、平成26年度時点で当該事業を実施していた場合に限り、当分の間実施して差し支えない取扱いとなった。 → 『**激変緩和措置**』

**第7期（平成30～令和2年度）**から「低所得世帯等への影響も考慮しつつ、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策を検討していること」等を実施の要件とされた。

**第8期（令和3～5年度）**においては、地域支援事業（任意事業）の対象者及び支給上限額に制限を設けることとし、市町村特別給付等への移行等、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策について、引き続き十分な検討を進めることとなった。

## 2. 国の動向②

### 第8期（令和3～5年度）の地域支援事業（任意事業）の対象者及び支給上限額

項目		加賀市の現行制度	第8期に地域支援事業（任意事業）で実施できる範囲
対象者	所得要件	所得要件はなし	本人が住民税非課税であること <b>（本人が住民税課税者は対象外）</b>
	要介護度等	介護保険の要介護認定で要介護1以上の認定を受けている方を在宅で介護している家族等。 ただし、要介護1～3の方は、尿失禁の可能性が高く障害高齢者自立度、認知症高齢者自立度が高い方に限る。	認定調査において「排尿」又は「排便」の項目において「介助」又は「見守り等」に該当する者を対象とする（例外あり）。 ただし、要介護4以上の者については、該当することとしても差し支えない。
支給額		月額6,000円相当	本人含む世帯員全員住民税非課税世帯は上限設定なし 本人住民税非課税・世帯員課税の世帯について、年間6万円の支給上限を設ける（＝月額5,000円） <b>（一部対象者の支給額が少ない）</b>

## 3. 加賀市の対応方針（案）

### 第8期（令和3～5年度）の対応方針

項目		加賀市の現行制度	第8期（令和3～5年度）の対応方針
対象者	所得要件	所得要件はなし	本人が住民税非課税であること <b>（本人住民税課税者は令和2年度に支給実績がある人のみ経過措置として対象とする）</b>
	要介護度	介護保険の要介護認定で要介護1以上の認定を受けている方を在宅で介護している家族等。 ただし、要介護1～3の方は、尿失禁の可能性が高く障害高齢者自立度、認知症高齢者自立度が高い方に限る。	変更なし
支給額		月額6,000円相当	変更なし

### 第8期の本事業の財源について

国の地域支援事業の範囲内は、地域支援事業により実施し、**国の範囲を超える分については保健福祉事業による対応**とする。

- 保健福祉事業となる部分
- ・本人が住民税課税者である対象者の支給分（経過措置）
  - ・本人住民税非課税・世帯員課税の世帯の差額分（1,000円）

## 4. 支給額のイメージ

令和元年度支給分を元に算出した令和3～5年度支給額のイメージ

	世帯員全員非課税	本人非課税・世帯員課税	本人課税
5,000円まで	131人 9,432千円	155人 9,300千円	(R1 84人 6,048千円) ↓ R3 59人 4,248千円 R4 41人 2,952千円 R5 28人 2,016千円 (平成30年度対象者120人のうち令和元年度も対象者となった者の割合70%により試算)
6,000円まで		154人 1,860千円	



**地域支援事業対象部分（3年間）**  
 (9,432千円+9,300千円)×3年  
 = **56,196千円**  
 (財源は従来どおり)



**保健福祉事業対象部分（3年間）**  
 1,860千円×3年+4,248千円+2,952千円+2,016千円 = **14,796千円**  
 (財源は第1号保険料)

## 5. 保険料等への影響試算

- 対応方針（案）による支給の場合の保険料への上乗せ額を試算

**保健福祉事業対象額(3年間)** ÷ **第1号被保険者数** ÷ **36か月** = **保険料月額**

**14,796千円** ÷ **22,648人** ÷ **36か月** =

**約18.1円**

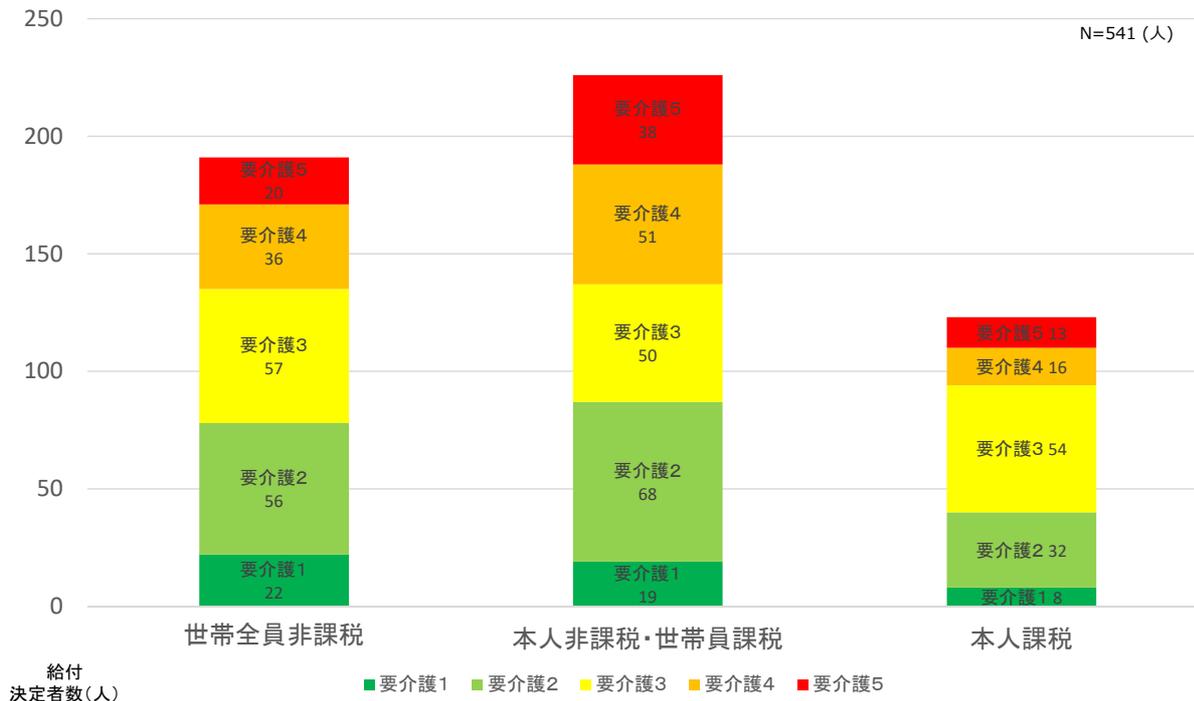
被保険者1人につき、月額約18.1円の保険料が上乗せされる計算。

(参考) 第9期（令和6～8年度）に国激変緩和措置が終了した場合の試算  
 第8期の対応方針で支給する場合（ただし本人課税は対象外）

**61,776円** ÷ **22,648人** ÷ **36か月** = **約75.8円**

# (参考) 所得等による利用者状況について

## 令和元年度中の給付決定者の、課税状況及び介護度別人数



# (参考) 財源の種類

## 市町村特別給付・保健福祉事業・任意事業・一般財源の概要

	市町村特別給付	保健福祉事業	地域支援事業の任意事業	一般財源事業
<b>制度概要</b>	市町村が条例に基づき、介護保険法で定められた介護給付・予防給付以外に、独自の給付を実施するもの。「横出し給付」と言われている。	介護者支援、介護予防、保険給付、サービス利用に係る資金の貸付など、市町村が被保険者及び介護者に対し必要と判断する事業を実施するもの。	介護保険事業の運営の安定化、被保険者及び介護者等に対する地域の実情に応じた必要な支援を目的として、市町村が地域支援事業の中で実施するもの。	高齢者の保健・福祉・介護を目的として、市町村が単独の予算を用いて事業を行うもの。
<b>財源</b>	第1号被保険者の保険料	第1号被保険者の保険料	国38.5%、都道府県19.25%、市町村19.25%、第1号被保険者の保険料23%	一般財源
<b>対象者</b>	要支援・要介護認定者	被保険者、家族等の介護者	被保険者、家族等の介護者	高齢者など市町村が定める
<b>実施例</b>	・寝具乾燥サービス ・移送サービス ・配食サービス ・おむつの支給 / 等	・地域支援事業以外の介護予防事業 ・介護者支援事業 ・直営介護事業 ・高額介護サービス費の貸付事業 / 等	①介護給付費適正化事業 ②家族介護支援事業 ③その他(成年後見制度利用支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業 / 等)	・介護支援ボランティア・ポイント ・配食サービス ・おむつの支給 ・移送サービス ・寝具乾燥サービス ・訪問理美容サービス / 等

対象が、要支援・要介護認定者と限定されている。また、財源が1号保険料100%のため、保険料への影響が大きい。さらに、償還払いであるため、利用者にとって手続きが煩雑。

財源は、特別給付と同じだが、特別給付が「給付」であるのに対し、保健福祉事業は「事業」である。対象者が被保険者・介護者と、特別給付と比べて幅広い。

財源に公費が含まれているため、保険料への影響は限定的だが、上限額が設定されている。また、平成27年2月の通知により、「特別給付、保健福祉事業、総合事業、一般施策で実施すべきもの等」は対象外となった。

事業の目的や対象者などについて、国の定めがないため、市町村の裁量で決定できる。一方、一般財源での実施となるため、市町村の財政力に影響を受けやすい。

引用：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「高齢者の在宅生活を支えるための市区町村における独自施策についての調査研究事業」(平成29年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

## (参考)

事務連絡  
令和2年11月9日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

### 任意事業における介護用品の支給に係る事業の取扱いについて

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

地域支援事業における任意事業の「家族介護支援事業」のうち介護用品の支給に係る事業については、「地域支援事業充実分に係る上限額の取扱い及び任意事業の見直しについて」（平成27年2月18日厚生労働省老健局振興課事務連絡）及び平成27年度に改正された「地域支援事業の実施について」（平成18年厚生労働省老健局長通知。以下「局長通知」という。）で周知しているとおおり、平成27年4月からの第6期介護保険事業計画において、原則として任意事業の対象外とした上で、平成26年度時点で当該事業を実施していた場合に限り、当分の間実施して差し支えない取扱いとしておりました。

さらに、平成30年度に改正された局長通知において、平成30年4月からの第7期介護保険事業計画における介護用品の支給に係る事業の取扱いに関し、原則として任意事業の対象外としつつ、「低所得世帯等への影響も考慮しつつ、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策を検討していること」等を実施の要件としてきたところです。

これらの経緯を踏まえつつ、任意事業における介護用品の支給について、令和3年4月からの第8期介護保険事業計画期間において、下記のとおり取扱うことといたしますので、あらかじめご了知のうえ、貴管内市区町村に周知いただきますようお願いいたします。

なお、局長通知は、第8期介護保険事業計画期間からの地域支援事業に関する他の改正事項と併せて、追って改正する予定です。

### 記

#### 1. 対象市町村

当該事業の対象となるのは、平成26年度に当該事業を実施している市町村であって、第7期介護保険事業計画期間中に当該事業を実施している市町村に限る。

## 2. 対象期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日  
(第8期介護保険事業計画期間)

## 3. 支給要件

(1) 本人課税(第6～9段階)の新規・既存利用者については、対象外とする。本人非課税・世帯員課税(第4～5段階)の新規・既存利用者については、年間6万円の支給上限を設ける。

(2) 新規利用者については、高齢者の個別の状態を踏まえて必要な者に支給することとする。

具体的には、以下の方法により必要性を個別判断することとする。ただし、要介護4以上の者については、以下の方法によらず、必要な者に該当することとしても差し支えない。

① 市町村職員は、要介護認定(要支援認定を含む。以下同じ。)における認定調査票を確認し、「排尿」又は「排便」の項目において「介助」又は「見守り等」に該当する者を対象とする(※)。

※例外的な取扱いとして、認定調査票の「ズボン等の着脱」等の項目の「特記事項」を踏まえ、別途必要性が認められる者についても対象とする。

② 要介護認定を受けていない者からの申請や、介護用品の支給申請時点において要介護認定時の状態から変化しており認定調査票では必要性が確認できない場合(状態が改善し必要性に疑義が生じる者や、認定調査票の項目には該当していなかったがその後状態が変化し必要性があると考えられる者など)については、市町村職員は、認定調査と同様の方法で必要性を確認する。

確認に際しては、ケアマネジャーや地域包括支援センター職員に依頼することも可能とする。

## 4. 留意事項

実施市町村におかれては、上記取扱いが、任意事業における介護用品の支給が第8期介護保険事業計画期間における例外的な激変緩和措置であることを踏まえ、地域包括支援センターの運営等、他の事業との優先順位を勘案した上で、市町村特別給付等への移行等、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策について、引き続き十分な検討を進められたい。